附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣法の一部改正）

第三条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「安全保障（」の下に「次号及び」を加え、「もの並びに」を「もの、」に改め、「属するもの」の下に「並びに次号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの

（内閣府設置法の一部改正）

第四条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十一　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

土地等利用状況審議会	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

内閣総理大臣　菅　義偉

政　令

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七十六号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局等」を「内部部局」に改め、「並びに政策統括官」を削り、「第二十九条」を「第三十一条」に、「第三十条―第三十七条」を「第三十二条―第三十九条」に、「食料産業局（第三十八条―第四十七条）」を「輸出・国際局（第四十条―第四十七条）」に、「生産局（第四十八条―第六十二条）」を「農産局（第四十八条―第五十六条）」に、「経営局（第六十三条―第七十一条）」を「畜産局（第五十七条―第六十四条）」に、「農村振興局（第七十二条―第八十三条）」を「経営局（第六十五条―第七十三条）」に、「政策統括官（第八十四条）」を「農村振興局（第七十四条―第八十五条）」に、「第八十五条―第八十六条の二」を「第八十六条―第八十六条の三」に改める。

第一章第二節の節名及び同節第一款の款名を次のように改める。

第二節　内部部局

第一款　大臣官房及び局の設置等

第二条の見出し中「並びに政策統括官」を削り、同条第一項中「五局並びに政策統括官一人」を「六局」に、「食料産業局」を「農産局」に、「輸出・国際局」を「畜産局」に、「生産局」を「新事業・食品産業部」に改め、同条第二項中「国際部」を「生産局」に、「生産局に農産部及び畜産部」を「農産局に農産政策部」に改める。

第三条第一項第七号中「こと」の下に「（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同項第二十二号中「（食料産業局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号中「除く。」の下に「第三十七号、」を加え、「、第五条第三号」を削り、「第三十二条第三号、第四十三条第四号及び第四十六条第四号」を「第二十二条第九号、第二十三条第四号及び第三十四条第三号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号を第二十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十五　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

二十六　農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二十七　農林水産省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第三条第一項第二十八号から第三十一号までを次のように改める。

二十八　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

二十九　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（他の局庁の所掌に属するものを除く。）。

三十一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。